

流動性に係る経営の健全性の状況（単体・単体流動性カバレッジ比率に関する開示事項）

1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項（第2条第2項第1号）

当行の2019年3月期第2四半期の単体流動性カバレッジ比率は、分母のホールセール無担保資金調達に係る資金流出額が増加したことを要因に、2019年3月期第1四半期と比較して3.2%下落しております。

（平成27年金融庁告示第7号、別紙様式第一号）

（単位：百万円、%、件）

項目	当第2四半期 (2019年3月期 第2四半期)		前第1四半期 (2019年3月期 第1四半期)		前年第2四半期 (2018年3月期 第2四半期)		前年第1四半期 (2018年3月期 第1四半期)	
適格流動資産 (1)								
1 適格流動資産の合計額	1,120,134		1,140,556		1,298,027		1,274,837	
資金流出額 (2)								
2 リテール無担保資金調達に係る資金流出額	3,455,133	283,038	3,427,832	282,000	3,414,684	281,240	3,388,852	280,059
3 うち、安定預金の額	893,047	26,791	868,857	26,065	860,969	25,829	840,946	25,228
4 うち、準安定預金の額	2,562,086	256,246	2,558,974	255,934	2,553,714	255,411	2,547,905	254,831
5 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,244,956	669,167	1,232,671	637,737	1,242,250	669,088	1,281,144	699,741
6 うち、適格オペレーショナル預金の額	0	0	0	0	0	0	0	0
7 うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	1,020,908	445,119	1,011,155	416,221	961,365	388,203	974,522	393,119
8 うち、負債性有価証券の額	224,047	224,047	221,516	221,516	280,884	280,884	306,622	306,622
9 有担保資金調達等に係る資金流出額	/	1,897	/	1,830	/	0	/	0
10 デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	311,641	45,392	309,582	45,176	281,094	36,435	281,397	38,554
11 うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	15,186	15,186	15,220	15,220	16,475	16,475	18,209	18,209
12 うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	0	0	0	0	0	0	0	0
13 うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	296,454	30,205	294,362	29,956	264,619	19,959	263,188	20,344
14 資金提供義務に基づく資金流出額等	34,459	27,555	35,558	28,316	43,354	27,085	51,570	34,497
15 偶発事象に係る資金流出額	224,162	6,504	216,053	6,185	223,750	6,531	206,801	5,994
16 資金流出合計額	/	1,033,556	/	1,001,246	/	1,020,381	/	1,058,847
資金流入額 (3)								
17 有担保資金運用等に係る資金流入額	0	0	0	0	0	0	0	0
18 貸付金等の回収に係る資金流入額	382,839	286,873	351,967	262,379	466,105	358,075	522,126	420,557
19 その他資金流入額	43,398	20,764	38,100	15,001	53,345	31,698	32,062	17,768
20 資金流入合計額	426,238	307,638	390,067	277,380	519,450	389,773	554,189	438,326
単体流動性カバレッジ比率 (4)								
21 算入可能適格流動資産の合計額	1,120,134		1,140,556		1,298,027		1,274,837	
22 純資金流出額	/		/		/		/	
23 単体流動性カバレッジ比率	154.3		157.5		205.8		205.4	
24 平均値計算用データ数	62		62		62		62	

2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項（第2条第2項第2号）

当行の単体流動性カバレッジ比率は、2019年以降に求められる最低水準である100%を上回って推移しており、問題の無い水準にあると評価しております。

また、今後も単体流動性カバレッジ比率は100%を上回る水準で推移することを見込んでおります。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項（第2条第2項第3号）

当行の2019年3月期第2四半期の算入可能適格流動資産は、その90%以上を流動性が高いとされる日本国債、日本銀行預け金及び政府保証債等のレベル1資産で保有しており、2019年3月期第1四半期と比較してその水準に変化はございません。

また、主要な通貨のうち米ドルにおいて、算入可能適格流動資産の合計額が準資金流出額を下回っておりますが、米ドル調達および買い切りのために別途確保している円資産を勘案すると、算入可能適格流動資産の合計額が純資金流出額を上回るため問題ないと評価しております。

4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項（第2条第2項第4号）

- (1) 「適格オペレーショナル預金に係る特例」の適用について
当行は流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用しておりません。
- (2) 「時価変動時所要追加担保額」の算出方法について
当行は時価変動時所要追加担保額の算出方法について、流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「簡便法」を適用しております。
- (3) 「その他偶発事象に係る資金流出額」について
流動性カバレッジ比率告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」については、投資ファンド等からのキャピタル・コール等を計上対象としております。
なお、「その他偶発事象に係る資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は、2019年3月期第2四半期において1%未満です。
- (4) 「その他契約に基づく資金流出額」について
流動性カバレッジ比率告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」については、別段預金で受入れた歳入金の決済等を計上対象としております。
なお、「その他契約に基づく資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は2019年3月期第2四半期において1%です。
- (5) 「その他契約に基づく資金流入額」について
流動性カバレッジ比率告示第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」については、流動性リスク管理上の重要性が高いと認められる取引等を計上対象としております。
なお、「その他契約に基づく資金流入額」が「資金流入合計額」に占める割合は2019年3月期第2四半期において1%です。
- (6) データの使用について
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さいと判断される小規模の連結子法人については、資金流出額及び資金流入額を簡便的な方法で計算することとしております。なお、当行は2019年3月期第2四半期において連結子法人を有しておりません。

- (7) 日次データを使用しない項目について
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さい以下の項目については日次データに代えて最新の月末データを使用して流動性カバレッジ比率を計算することとしております。
 - ・海外支店取引に係る項目
 - ・その他重要性に乏しい項目なお、2019年3月期第2四半期において日次データを使用しない項目が「適格流動資産の合計額」に占める割合は1%未満、「資金流出合計額」に占める割合は1%、「資金流入合計額」に占める割合は1%です。